

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 21 件

国民年金関係 12 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和22年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月 26 日から 23 年 5 月 1 日まで

昭和 16 年に入社して以来、定年までA社に勤務したが、同社C工場から同社D支店に転勤した際の 10 か月の記録に空白期間がある。継続して勤務したのは間違いなく、厚生年金保険の記録に空白期間が生じることはありえない。申立期間を厚生年金保険被保険者としての記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在籍証明書、人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和 22 年 8 月 1 日にA社C工場から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場及び同社D支店における社会保険事務所の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 17 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社には入社以来、継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間について加入記録が確認できない旨の回答であった。私は、昭和51年7月1日付けで同社C出張所（現在は、同社C支店）から同社D支店に異動しているが、社会保険事務所の記録では同年6月17日までしか同社C出張所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことには納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和51年7月1日にA社C出張所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和51年6月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行の有無については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月11日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月11日から同年7月8日まで

私は、昭和63年7月から平成元年7月7日までA社（現在は、B社）にパートとして勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が名前を挙げる複数の同僚は、「申立人は結婚後も勤務していたが妊娠を機に退職した。」とA社における申立人の勤務状況を具体的に供述しており、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、当該事業所において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを裏付ける資料として、申立人が申立期間当時に記録していたとする手帳を所持しており、同手帳には、平成元年1月から同年7月までの給与額のほかに、同年1月から同年4月までの期間については、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料を合算した金額（平成元年1月及び同年2月分は、厚生年金保険料等項目ごとの内訳の記録あり）及び市県民税額が記載されている。

さらに、当該手帳に記載されている厚生年金保険料の控除額は、社会保険事務所が記録する申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額に見合う保険料額と一致している上、雇用保険料、健康保険料等を合算して記録され

ている控除額も当時の保険料率により算出した保険料額と一致していることが確認できる。

加えて、当該手帳への記録を行うに至った経緯について、申立人は「結婚後である平成元年の年末に、自分が税制上において夫の被扶養者になれるかを確認するために作成した。」と供述しており、その説明に不自然さは無く、このほか、当該手帳に記載されている記録を疑わせる事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月及び同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該手帳に記載されている報酬月額から、6万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関連資料を保管しておらず不明であると回答しているが、雇用保険における離職日の翌日と厚生年金保険の資格喪失日が一致しており（雇用保険の離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日）、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおり平成元年3月11日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成元年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成元年5月1日から同年7月8日までの期間については、申立人が所持する手帳には、当該期間の厚生年金保険料が控除されたことの記載は確認できない。

また、B社は、「関連資料を保管していない。」と回答しており、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和30年7月1日にB社に名称変更し、現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和30年2月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月12日から同年3月1日まで

私は、昭和29年3月10日からD協同組合（現在は、C社）に勤務し、その後、会社名の変更があるものの、平成5年10月1日まで継続して同じ事業所に勤務していた。

厚生年金保険被保険者記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答をもらったが、継続して同じ事業所に勤務し厚生年金保険料も控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D協同組合及びA社の後継事業所であるC社が提出した人事記録（発令簿）、同社の回答及び申立人に係る公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、並びに同僚の供述から判断すると、申立人は、D協同組合及び同組合の関連会社に継続して勤務し（昭和30年2月12日にD協同組合からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年3月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、後継事業所のC社は納付していたと思うと主張しているが、これを確認

できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月1日から56年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、55年10月から同年12月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年10月1日から56年2月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険被保険者記録及び申立人が提出した給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間のうち、昭和55年10月1日から56年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から、17万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和55年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後は、同年10月1日から同社が再度適用事業所として確認できる56年2月2日まで適用事業所としての記録が無い。しかし、同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業主の供述によれば、同社には、申立期間当時、常時5人以上の従業員が雇用されていたものと認められることから、当時の厚生年金保険

法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和 56 年 1 月 1 日から同年 2 月 2 日までの期間について、申立人が提出した給与明細書では当該期間の厚生年金保険料が控除されていることを確認できない上、当該保険料の控除について同僚等から明確な供述を得ることができないほか、申立人の当該期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和33年4月1日にA社に入社し、1年間の本社実習を終え、34年4月1日に同社B工場に配属されたが、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びA社の回答等から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和34年4月1日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月21日から46年6月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社からB社C店に転勤した際の申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。D社の関連会社である両事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が提出した申立人の退職金支払明細書、同社の回答及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人がD社の関連会社に継続して勤務し（昭和46年6月7日にA社からB社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年10月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は社会保険料を滞納したことはないとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は平成3年6月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月20日から同年6月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から関連会社であるC社に異動した際の申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、D厚生年金基金の加入員記録、E健康保険組合の被保険者記録、及びB社が提出した申立人の従業員カードから判断すると、申立人が申立期間においてA社及び同社の関連会社に継続して勤務（平成3年6月21日にA社からC社に異動）していたことが認められる。

また、D厚生年金基金の加入員記録によれば、A社において平成3年6月21日に資格喪失し、同日にC社において資格取得していることが確認できる上、B社では、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、平成3年6月21日に申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年5月のD厚生年金基金の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間は 32 年前のことであり、既に記憶も薄れているが、小さな個人の事務所で働き、給料から国民年金保険料等の納付に努めた。昔、両親から、「20 歳を過ぎたら国民の義務なので、国民年金、健康保険、市県民税はすぐ加入し、納付するようにしなさい。」と言われており、勤め始めて 2 年目から実行した記憶が少しある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する昭和 51 年から 53 年までの給与所得の源泉徴収票及び支払事項などを書いた当時のメモ手帳の記録を基に、51 年に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 1 月に A 市 B 区役所において払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には同年 2 月 3 日発行の記載があるほか、申立人が所持する昭和 52 年度のメモ手帳には「国民年金申込 2/3」の記載があることから、申立人の国民年金の加入手続は、53 年 2 月 3 日に行われたものと考えられる。

また、昭和 51 年分及び 52 年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、当該メモ手帳に記載された国民健康保険料の金額とほぼ合致する上、昭和 52 年度の当該メモ手帳の「3 月計画」の欄には、「④年金 3 期分月額 3 か月分 × 3」及び「52 年金 4 期分 (3 月) (月額 3 か月分) 残」の記載があり、これら 52 年度分の国民年金保険料の金額に加え、53 年 4 月から同年 9 月まで納付した場合の国民年金保険料額及び当該メモ手帳に記載された同年 4 月及び同年 5 月の国民健康保険料額から推測される同年分の国民

健康保険料額の合計額は、同年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料の金額とほぼ一致することを踏まえると、同源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、52年4月から53年9月までの国民年金保険料額及び53年分の国民健康保険料額の合計額であると考えられ、申立期間の国民年金保険料については納付したものとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付金額等に係る記憶が定かでなく、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 60 年 3 月まで
国民年金は、将来、大事なものだとして常々考えており、国民年金保険料は必ず納付していた。申立期間当時についても、集金人に納付していた記憶がある。申立期間の納付記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 11 月に職権によりその妻と連番で払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人及びその妻は、昭和 48 年 10 月に結婚してから平成 16 年 11 月まで A 市 B 区に居住しており、申立期間から継続して国民年金保険料を納付しながら、昭和 59 年 11 月に新たに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い上、ほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続、国民年金手帳の受領、集金人に国民年金保険料を納付した際の領収書の受領等についての記憶が明確でなく、申立期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の妻についても、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの期間、7年4月から同年6月までの期間、9年7月から同年8月までの期間及び9年11月から10年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年3月まで
② 平成7年4月から同年6月まで
③ 平成9年7月及び同年8月
④ 平成9年11月から10年6月まで

申立期間①については、A市で事業を営んでおり、収入はかなりあったので、国民年金保険料を納付していた。しかし、従業員が事件を起こして仕事を受注できなくなったので、平成5年4月からは国民年金保険料の免除申請をした。

申立期間②については、平成7年7月からB社に就職が決まり、同年4月から同社で研修中であつたが、A市C区役所で国民年金保険料を納付した。

申立期間③については、元妻と離婚するために、平成9年9月ごろから別居したが、その際、元妻に私の国民年金保険料を納付するように現金を渡して依頼したので、納付しているはずである。

申立期間④については、平成10年5月ごろにA市に帰った後、A市C区役所の職員から「国民年金保険料の未納分をまとめて納付しませんか。」と言われ、当該期間の8か月分の国民年金保険料を職員に納付したので、当該期間について未納とされていることに納得がいかない。

すべての申立期間について納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③については、申立人は、国民年金保険料を納付した場所、

方法、金額、時期等に関する記憶が明確でないため、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間③については、申立人は元妻に自身の国民年金保険料を納付するように現金を渡して依頼したと主張しているが、元妻についても当該期間の国民年金保険料は未納となっている。

また、申立期間①及び②については、A市D区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金保険料は未納の記録であることが確認できる上、申立期間①から③については、E市役所が保管する申立人の国民年金被保険者履歴納付記録により、申立人の国民年金保険料は未納の記録であることが確認できる。

さらに、申立期間④については、申立人は、当初、平成10年5月ごろにA市C区役所の職員に国民年金保険料を納付したと主張していたものの、後日、当該期間の国民年金保険料は、11年11月ごろF社会保険事務所に納付したと主張を変更し、その際、国民年金保険料の領収書の交付は受けていないと主張しているところ、同社会保険事務所は、「当時、住所、氏名のみでも本人と確認できれば過年度納付はできるものの、領収書は必ず交付していた。」と回答している上、当該期間については、A市G区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても、10年5月11日に国民年金の加入手続きがなされたことは確認できるが、保険料の納付記録は確認できない。

加えて、申立人がすべての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1701

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 2 月 12 日に、妻と一緒に国民年金の任意加入をして、継続して国民年金保険料を妻の分と一緒に納付していた。申立期間についても、国民年金保険料を納付していたはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和 61 年 4 月 22 日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳においても、申立人が初めて国民年金の被保険者になった日は昭和 61 年 4 月 1 日、住所は、申立人が 60 年 3 月 10 日に転居した A 市 B 区 C との記録が確認できるほか、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出された時期に、申立人の氏名は確認することができない。

さらに、申立人に係る住民票の記録により、申立人が、申立期間中の昭和 51 年 8 月 29 日に A 市 D 区から同市 B 区 E へ転居していることが確認でき、複数の行政機関において長期にわたり、国民年金の加入、納付等の記録を誤るとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1702

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで
国民年金の加入・納付記録において、昭和 50 年 2 月 12 日に国民年金の任意加入をした後、57 年 1 月 23 日に被保険者資格を喪失し、61 年 3 月までの間、国民年金に未加入とされているが、国民年金の資格喪失の^{おぼ}した憶えは無く、夫の分と一緒に、申立期間を含めて、継続して国民年金保険料を納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 2 月に払い出されていることが確認できるところ、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、62 年 4 月 22 日に払い出されていることが確認でき、申立人夫婦と一緒に国民年金保険料を納付していたことがうかがわれないほか、申立人及びその夫に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳において、昭和 57 年 1 月 23 日に国民年金被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に同資格を再取得していることが確認できる上、この記録は、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1703

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から同年 8 月まで

私は、昭和 60 年 4 月に会社を退職の際、会社の担当者から国民年金に加入するように勧められて同年 5 月ごろ A 区役所で加入手続をした。申立期間の保険料納付については納付書で 9,000 円の保険料を B 銀行 C 支店か、D 銀行 E 支店又は A 区役所で納めた。

国民年金の納付記録を見ていただければわかるように申立期間を除いて未納期間は無い。申立期間の保険料が未納に至った原因は、昭和 61 年 4 月に基礎年金制度が導入され電算移行作業の不備のために生じた可能性が高い。

納付したことは間違いないので納付記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 12 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が提出した年金手帳には、年金手帳発行年月日が同年 12 月 24 日と記載されていることが確認できるとともに、国民年金被保険者資格を昭和 60 年 5 月 21 日にさかのぼって取得していることが確認できることから、同手帳が発行された時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶は明確ではなく、このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1704

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から平成元年 3 月までの期間及び元年 4 月から 9 年 5 月までのうちの 3 年間分の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 4 月から 9 年 5 月までのうちの 3 年間

申立期間①については、20 歳のときには個人事業の商店に勤めていたが、母親に「サラリーマンと違って、年金が支給されるようになっても支給される額が少ないから、国民年金の保険料だけは納めるように。」と言われていたので、毎月、給料日の後に、役場か郵便局に保険料を納めに行っていた。この期間の国民年金保険料は確実に納めた。

申立期間②については、収入が無いので納められないときもあったが、役場の国民年金の窓口で「3 年分はさかのぼって納められるから納められた方がいいですよ。社会保険事務所から納付書を送ってもらうよう手配しますから。」というようなことを言われ、どういうふうに納めた方がいいかと尋ねて、未納分から 2 か月分ずつ納めて追いついていくというような方法で納めていった期間があるので確認してほしい。

20 年以上経っているため領収書などは残っていないが、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月にその当時同居していた兄と連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A 町の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金被保険者資格が職権適用によって取得されていることが確認できることから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①のうち 56 年 6 月から 58 年 12 月

までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①のうち昭和 59 年 1 月から平成元年 3 月までの期間及び申立期間②のうち申請免除期間を除く期間については、A 町の国民年金納付台帳、被保険者名簿及び電子情報では、国民年金保険料が納付された記録は見当たらず、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている同居の兄も、当該期間中の、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 57 年 4 月から同資格を再取得した平成 4 年 4 月までの国民年金加入期間については、未納期間及び申請免除期間を含め申立人と同様の納付記録となっている。

さらに、A 町の電子情報及び社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、平成 10 年 9 月から 12 年 4 月までの 1 年 8 か月の間に、9 年 6 月から 12 年 3 月までの 2 年 10 か月分の国民年金保険料を申立人の申立てどおり一月にほぼ 2 か月分ずつ納付し、同年 4 月からは 1 か月分ずつ現年度納付していることが確認できることから、この期間を申立期間②と誤認している可能性も否定できない。

加えて、申立期間①及び②のいずれについても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から平成 3 年 6 月までの期間、12 年 11 月から 13 年 10 月までの期間及び 14 年 4 月から 15 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月から平成 3 年 6 月まで
② 平成 12 年 11 月から 13 年 10 月まで
③ 平成 14 年 4 月から 15 年 6 月まで

申立期間①については、会社退職後、親から出してもらったり、貯金をおろしたりしながら国民年金保険料を納めてきた。納められないときもあった。結婚後の申立期間②及び③については、給料が出た後に国民年金保険料を納めていた。

年数が経っているのでよく憶^{おぼ}えていないし、領収書なども残っていないが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 7 月ごろ A 県 B 町（現在は、C 市）で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、C 市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によれば、同年 8 月 23 日にその時点で最大限さかのぼることができる 3 年 7 月から 4 年 5 月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、この時点においては、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②及び③については、申立人及びその元夫の納付記録によれば、申立期間②以前の二人の国民年金保険料は同日納付されていることが確認できるところ、申立人とともにその元夫も未納期間とされている。

さらに、申立期間①、②及び③のいずれについても、申立人が国民年金保

険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から51年3月までの期間及び63年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から51年3月まで
② 昭和63年1月から同年10月まで

私は、申立期間①当時、厚生年金保険適用事業所だったA医院を退職した後、厚生年金保険未適用事業所の医院に勤めていたので、以前加入していた国民年金に引き続き加入した。国民年金の加入手続は母にしてもらったが、国民年金保険料は自分で郵便局へ持って行って納付していた。

また、婚姻後は、私の夫は事業をしていたが厚生年金保険が無かったので、国民年金に加入し、国民年金保険料は私が夫の分と二人分まとめて納付していたので、申立期間②についても納付しているはずだ。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年11月に申立人及びその母親と同時に払い出されており、申立人が20歳到達時に厚生年金保険への加入により国民年金被保険者資格を喪失する48年5月までの国民年金保険料はすべて定額納付されているものの、当初の記録において厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされる49年1月の後に、B市及び社会保険庁の記録において国民年金被保険者資格を再取得した形跡は見当たらない上、平成20年3月11日に至り、厚生年金保険被保険者資格喪失日及び国民年金被保険者資格取得日が昭和49年1月1日から同年6月1日に記録訂正されていることが確認できることから、申立期間①当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われておらず、申立期間①は国民年金の未加入期間とされていたために国民年金保険料の納付はできなかつたと考えられる。

また、申立期間②については、直前の昭和 62 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間が、平成 12 年 12 月 5 日の記録統合により厚生年金保険被保険者期間とされているとともに、直後の昭和 63 年 11 月から平成 2 年 9 月までの期間が、7 年 8 月 23 日の第 3 号被保険者の特例届出により国民年金被保険者期間とされていることが確認できることから、申立期間②当時は当該期間を含む昭和 62 年 11 月から平成 2 年 10 月までの期間の国民年金保険料は未納であったものと推認される。

さらに、申立人は申立人の夫と二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間②当時、その夫は法定免除期間であったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1707

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 57 年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、国民年金保険料の納付記録は確認できなかったとの回答をもらった。

A市の店に勤務していた昭和 49 年 8 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料は、雇用主が確実に納付しており、A市役所からの保険料の納付督促も一切なかったため、未加入とされていることに納得できない。

なお、当時は給料から国民年金保険料を差し引かれていたため、この期間の保険料の未納は絶対に無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及びA市役所の記録では、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を当時の雇用主が納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の当時の雇用主が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金への加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする当時の雇用主の存否も確認できないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、国民年金保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、国民健康保険料と一緒に納付書により金融機関で納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の資格関係等届出欄に「受付日：63.9.7、内容：61.4.1 1号（適用もれ）」の記載があることを踏まえると、申立人は、昭和 61 年 4 月からの国民年金法（新法）施行に伴う国民年金への加入手続を行わず、63 年 9 月 7 日に国民年金への再加入届出を行ったため、強制加入の国民年金被保険者資格を 61 年 4 月までさかのぼって取得し、上記の記載となったことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録により、申立人は、上記受付日の翌月の昭和 63 年 10 月から国民年金保険料を納付していることが確認でき、当該受付日の時点では、申立期間のうち、61 年 4 月から同年 6 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、国民年金法（旧法）では、「老齢、退職を事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者」は、国民年金の任意加入被保険者とされており、社会保険庁の記録から、申立人は、昭和 60 年 1 月 1 日に、厚生年金保険の給付の受給資格要件を満たす厚生年金保険加入期間が 240 月に達したことに

より、厚生年金保険の任意継続被保険者としての資格を喪失したため、この時点で国民年金への任意加入もすることができたものと考えられる。しかしながら、61年4月から施行された国民年金法（新法）では、上記受給資格要件を満たしている者についても、60歳に達するまでは国民年金の強制加入被保険者とされたため、同年4月以降に国民年金被保険者資格を再取得する必要が生じたことから、申立人が63年9月7日に加入手続をするまでは、申立期間は適用漏れとして未加入となっていたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1709

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月から同年11月まで

私は、昭和50年5月に結婚しA市B区のアパートに住んでいたが、そのとき以来、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していた。最初は、定額の保険料を納付していたが、集金人に勧められて、同年12月から付加保険料も納付したことを記憶している。

申立期間に係る国民年金保険料の領収書は見当たらないが、国民年金保険料を納付したのは間違いのないのに、申立期間の保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月21日に夫と連番で払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険庁の特殊台帳により、申立人及びその夫はいずれも申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間直後の期間に係る国民年金保険料の領収書を所持しており、申立人が提出した昭和50年12月及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料納付書兼領収書により、国民年金保険料の納付日は、50年12月分が同年12月19日であること、及び51年1月から同年3月までの期間の分が同年3月10日であることが確認でき、この納付日はA市B区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に記録されている当該期間の国民年金保険料の納付日と一致する上、50年12月分の国民年金保険料納付書兼領収書は、同年12月単独月のものであること、及び51年1月から同年3月まで

の期間の国民年金保険料納付書兼領収書が3か月単位の形式になっていることを踏まえると、申立人は、50年12月から国民年金保険料を納付し始めたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月27日から27年7月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）には、昭和23年11月から50年3月まで途中で辞めることなく継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間については、厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答であった。

勤務期間の途中で勤務内容等が変化したこともないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和23年11月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得、24年9月27日に同資格を喪失し、27年7月21日に別の厚生年金保険の記号番号で同資格を再取得している記録が確認できる上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人の当該事業所における資格取得日は同年7月21日であることが確認できるが、それ以前の期間については雇用保険被保険者記録を確認することができない。

また、当該被保険者名簿により、申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人のほかに、3人の同僚についても申立人と同様に、いったん厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、当該事業所において同資格を再取得していることは確認できるものの、当該同僚は死亡又は高齢により供

述を得ることができない。

さらに、当該被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、複数の者が「申立期間当時、申立人は、請負で勤務していた。」旨供述していること等を踏まえると、申立人の厚生年金保険の加入について、ほかの従業員と異なる取扱いがなされていたことがうかがえる。

加えて、B社に照会したものの、当時の関連資料を保管しておらず、申立てに係る事実を確認することができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正することを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで

昭和 48 年のクリスマスに子供を連れて仕事に行き、翌日、子供の目が真っ赤に腫れたため、仕事を辞めようと思い、A社B支社に退職願を提出し、49年1月末で退職したが、厚生年金保険の被保険者記録では、50年5月1日が資格喪失日となっている。

社会保険事務所の名簿には、昭和 49 年 2 月 1 日の資格喪失日を訂正した履歴があり、同年 2 月以降は勤務していないという上司の証明書もあるので、私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を勤務の実態どおり同年 2 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、事業主が、申立人に係る資格喪失日を、いったん昭和 49 年 2 月 1 日として届け出た後、同年 12 月 27 日に資格喪失の届出を取り消していることが確認できる。

しかし、被保険者名簿では、昭和 49 年 10 月の定時決定の記録と 50 年 5 月 1 日の資格喪失の記録を確認することができ、これは、A社が保管している申立人に係る厚生年金保険徴収台帳（以下「徴収台帳」という。）の定時決定及び資格喪失の記録と一致している。また、徴収台帳では、同年 5 月 8 日に健康保険の継続療養を申請していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 49 年 2 月以降はA社に勤務していないので、社会保険事務所の記録にある 50 年 5 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を 49 年 2 月 1 日に訂正してほしいと主張しているが、徴収台帳の資格喪失日と社会保険事務所が保管する被保険者名簿の資格喪失日の記録は一致している

ことから、事業主が申立人の資格喪失日を 50 年 5 月 1 日として届け出たと考
えるのが自然である。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人の昭和 50 年 5 月 1 日の資格喪失日を 49 年 2 月 1 日に訂正することを認め
ることはできない。

福岡厚生年金 事案 1561

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで
前職の取引先である A 社に、前職の給料の 5 割増という条件で入社したのに、厚生年金保険の標準報酬月額が 13 万 4,000 円と、前職の標準報酬月額より低くなっている。25 万円から 26 万円の給料をもらっていたのは間違いなく、支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録によれば、A 社は、申立人に係る昭和 53 年 6 月 1 日の雇用保険被保険者資格取得時の賃金月額を 13 万円として届け出ていることが確認できる。

また、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、同僚が提出した給与明細書から、当該事業所における厚生年金保険料の控除額は、社会保険事務所が記録している標準報酬月額から算出された保険料額であり、実際の給与額から算出された保険料額ではないことが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によれば、当該事業所は平成 9 年 6 月 4 日に破産宣告を受けており、当時の事業主に照会したが、関連資料を保管しておらず、給与計算事務を担当していた事業主の妻は既に死亡しているため、申立てに係る事実を確認することはできず、このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 2 年 8 月 31 日まで
社会保険庁における記録では、A社に勤務していた当時の標準報酬月額が 16 万円になっている。当時、私は、同社から毎月 100 万円前後の給与をもらっていた。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「給料は、固定給か保証給の名称であったと思うが、固定額として 80 万円、他に営業目標の達成に応じて歩合給として別途支給されており、合わせて 100 万円ぐらひはもらっていた。」と申し立てている。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主は、「関連資料を保管していないことから詳しいことは分からないが、申立人は経験が無かったことから、給与は少なかったのではないか。」と回答している上、申立人の同僚は、「申立人は営業職であり、固定給のほかに販売実績に応じて歩合給があったが、申立人がどの程度の給与をもらっていたのかは承知していない。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）によれば、申立期間当時、当該事業所の従業員の標準報酬月額は、11 万円から 44 万円までの範囲であることが確認できる。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月ごろから 23 年 5 月ごろまで
昭和 16 年 12 月に工業学校を繰上卒業して、17 年 1 月にA社（現在は、B社）に入社し、外地にあったC鉱山で、採掘業務に従事していた。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員原簿索引票において、申立人が昭和 17 年 1 月 10 日にA社に入社し、23 年 8 月 31 日に退職していることが記載されていることから、申立人は、申立期間において同事業所に在籍していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時における厚生年金保険法（当時は、労働者年金保険法）の適用範囲は、日本国の「内地」に限定されており、「外地」に所在する事業所は厚生年金保険の適用事業所となることはできず、社会保険事務所の記録によると、A社C鉱山が厚生年金保険の適用事業所であったことの記録は確認できない。

また、申立人は、「申立期間中に陸軍に召集され、従軍期間中は会社からの給与の支給は無かった。」と供述している上、申立人が同じ鉱山で一緒に勤務していたとして名前を挙げる同僚は、既に死亡しており、その妻は、「申立人について承知していない。私も夫と一緒に外地に行っていたが、当時、夫が厚生年金保険に加入していたのか否かは分からない。終戦とほぼ同時に夫と一緒に内地に引き揚げてきた。」と供述しており、社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会回答票）によれば、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 21 年 1 月 1 日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する昭和 25 年 8 月 1 日以前に作成されたと推認されるA社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間に

記録が確認できる被保険者約 2,300 人を調査したが、この中に申立人の名前は見当たらない。

加えて、B社の総務部は、「海外事業所に勤務していた申立人を社会保険に加入させていたか否かについて、当時の書類が保存されておらず不明である。」と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1564 (事案 108 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月12日から34年9月1日まで

今回は、申立期間のどこかでA鉱業所B炭坑に勤務していたと申し立てていたところ、年金記録確認第三者委員会の判断では、A鉱業所B炭坑の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に私の名前が見つからず、関連資料も無いとのことであるが、炭坑で勤務していたことは間違いないので、A鉱業所B炭坑以外の事業所も含めて再度調査をしてほしい。

また、私のことをよく知っている同僚がいるので、この同僚に聴取して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所が保管するA鉱業所B炭坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前の記載が無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないこと、ii) 当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年5月28日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A鉱業所B炭坑以外の事業所(炭坑)で勤務していた可能性もある。」と申し立てているところ、申立人が当該事業所に勤務する前に勤務したとするC社D鉱業所が閉山した後に、当時の複数の同僚が勤務した記録がある他の5事業所(炭坑)について調査を行ったが、申立人がこれらの事業所に勤務していたことがうかがえる記録、及び供述等は確認できない。

また、申立人は、「当時の同僚が、私が当該事業所に勤務していたことを知っているはずである。」旨主張しており、この同僚に聴取したところ、「申立人の当時の勤務状況については記憶していない。」と供述している。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 25 日から 60 年 7 月 1 日まで
昭和 59 年 10 月 25 日に入社したA社における厚生年金保険の被保険者記録が、約9か月後の 60 年 7 月 1 日からとなっている。給与明細書をもらった時に、厚生年金保険料が控除されているのをいつも確認していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の入社日は昭和 59 年 10 月 25 日であると回答しており、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間中、申立人は厚生年金保険の適用から除外していたので、給与から厚生年金保険料の源泉控除は行っていなかった。」と供述している。

また、申立人が、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していると記憶する同僚4人の入社時期について確認したところ、そのうち二人は申立人より先に入社しており、別の二人は申立人とほぼ同時期に入社していると供述している上、当該事業所が保管する社員管理カードで確認できる入社日が昭和 60 年 2 月 5 日である同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 6 月 1 日であることを踏まえると、当該事業所では、従業員について、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1566 (事案 535 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 63 年 12 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和 62 年秋ごろ、仕事中に足を骨折して4か月程入院し、労働者災害補償給付も受けており、当時、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、公共職業安定所の記録によれば申立期間に係る雇用保険被保険者記録が確認できないこと、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録においても、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、また、B社は申立ての事実を確認できないと回答していることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 19 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間において間違いなく厚生年金保険に加入していたと主張しているが、A社に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人を記憶しているが、入社時期については分からない。入社後、3か月から半年経過すれば、正社員として社会保険に加入していた。また、当時はアルバイトも多くおり、アルバイトの給料は出来高払いで、社会保険には加入していなかった。」、「申立人を記憶しているが、入社時期については分からない。」と供述している。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで
② 昭和 54 年 3 月 1 日から 55 年 2 月 15 日まで

申立期間①について、社会保険事務所の記録では、A社（現在は、B社）に営業担当として勤務していた期間の標準報酬月額が低くなっている。実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、当該期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②について、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた当該期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。当該期間においても継続して勤務していたことは事実であるため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①における標準報酬月額について、社会保険事務所が保管するA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と社会保険庁の記録は一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、B社は、「当時の社会保険関係資料等は保存しておらず、申立ての事実については確認できない。」と回答している上、A社に勤務していた申立人の同僚は、「当時、多くの事業所が標準報酬月額を基本給のみについて届出を行うなど、実際の報酬月額より低く届け出ていたと記憶している。」と供述しているほか、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格

を取得している同僚の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移していることから、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間①における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 54 年 3 月 1 日となっており、同年 3 月 6 日付けで受付処理されていることが確認できる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間②における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、B社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答しているほか、A社に勤務していた申立人の同僚 5 人は、いずれも、「申立人の退職時期については、はっきりとした記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和 54 年 3 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得し、当月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。